

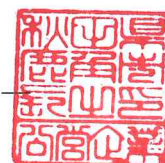
鹿角市告示第78号

(給水装置工事事業者の指定に関する告示)

水道法第16条の2第1項の規定に基づき下記の者を給水装置工事事業者に指定したので、第25条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和3年6月25日

鹿角市水道事業
鹿角市長 児 玉



指定給水装置工事事業者の指定

指定 番号	氏名又は名称	所在地	代表者氏名	指定期間
14	高橋施設	秋田県山本郡三種 町外岡字逆川112 番地6	高橋 明美	令和8年6月30日まで
36	有限会社木次谷設備	秋田県大館市葛原 字屋布後66番地1	代表取締役 木次谷 久弥	令和8年6月30日まで
39	斉藤工業	秋田県鹿角郡小坂 町小坂字上田表44 番地25	斉藤 善一	令和8年6月30日まで
44	アンゼン設備株式会社	秋田県大館市柄沢 字長橋11番地13	代表取締役 畠山 和	令和8年6月30日まで
48	株式会社いとだ設備サービス	秋田県大館市片山 字浮島93番地1	代表取締役 糸田 恒光	令和8年6月30日まで
51	扇建設株式会社	秋田県大館市比内 町笹館字小森山31 番地1	代表取締役 川口 純一	令和8年6月30日まで